

# 「生前贈与活用の留意点と改正動向」

---

税理士法人ファミリー

税理士 山本和義 氏

令和3年11月16日

大阪第一ホテルにて

## 【要約】

### ■生前贈与の現状は

- ・暦年課税贈与は相続税の軽減効果がある。そのため利用者数が多い（年に約30数万件）。
- ・それに比べ、相続時精算課税贈与は相続税の軽減効果が期待できないので、利用者数は少ない（年に約4万件）。
- ・相続税では孫への遺贈は2割増し。しかし贈与税では孫への贈与でもこの規定はない。
- ・孫、ひ孫への贈与は一代飛ばし、二代飛ばしでの財産移転になるので、それだけ有利。
- ・財産3、4億円ぐらいの相続税で30～40%の課税になるが、例えば500万円の贈与での税額は約50万円。税負担割合は約10%で済む。毎年贈与を繰り返せば少ない税負担で財産が移転できる。
- ・この贈与税に近い将来、相続税との一体課税の方向で改正される検討が進んでいる。

### ■非課税贈与

#### ①教育資金の非課税制度

- ・相続税対策として非常に有効。非常に多くの人々が利用している。
- ・令和5年度税制改正で縮減方向で見直しになる？

#### ②結婚子育て資金の非課税制度

- ・相続税の軽減効果が薄いのでほとんど利用されていない。
- ・わざわざこの制度を利用しなくても、扶養義務者から資金援助はできる。
- ・令和5年度税制改正で廃止の可能性が高い。

#### ③住宅取得資金の贈与

- ・来年度も延長の見込み。ただし縮減の方向で。

#### ④贈与税の配偶者控除

- ・相続税の節税効果は期待できない。
- ・不動産の贈与の場合、登録免許税と不動産取得税がかかる。

#### ⑤非上場株式等についての贈与税の納税猶予

- ・免税ではない。納税猶予の制度。
- ・使い勝手のいい特例措置の方が多く使われているが、まだまだ利用者数は少ない。

#### ⑥贈与税の税務調査

- ・単独での調査はまずない。相続税の税務調査と並行して行われることが多い。

#### ■贈与税の改正動向

- ・過去、贈与税は累積課税制度でやり始めたが、執行上の困難性等からできなかった。
- ・国は今回3度目の正直で、近い将来において累積課税制度として導入を考えている。
- ・令和元年から毎年、税制改正大綱に「相続と贈与の一体課税を目指す」と言及している。
- ・政府税調調査会でもこの方向で意見具申している。
- ・近い将来見直されることは間違いない。後はタイミングだけ。

#### ■将来改正されると予想される内容

・資産移転の時期の選択に中立的な制度として、贈与財産を相続時にすべて戻す「累積課税方式」とする可能性が大。

- ・贈与税は相続時精算課税制度に一本化する見直しされる？

・ただし、暦年課税贈与を残す場合は、戻し期間を現行の3年以内から10年または15年以内にする期間延長が考えられる。

- ・金融機関は10年間の記録保存義務があるので、これに合わせる事が現実的か？
- ・対象者は直系卑属全員となるでしょうから、子、孫、ひ孫まで含まれる可能性大。
- ・第三者に対する贈与は所得税での課税になる？

## ■試算、対応策

- 3億円の財産で試算をしてみると、税額の差は約3,000万円。子と孫の4人への毎年500万円の贈与が、これだけの差を生む（資料4を参照）。
- 贈与税が改正になっても遡及適用はないと考えられる。法改正は早くても2、3年後なので、それまでは積極的に贈与を。
- 贈与財産から生じる果実は、贈与税の対象にはならない。果実（賃料）を生む賃貸不動産等の贈与が有効。
- 将来値上がりすることが予想されるものを贈与しよう。贈与を受けた時の価格で戻すとなれば、評価額が低いうちに贈与が有効。例えば低い価格時に自社株を贈与する。

## 【本文】

### 1. はじめに

今日のテーマでの生前贈与は、近い将来、改正されるであろうということで、私どもでも相続税対策などで大きな影響が出るでしょうから、いつどのタイミングで実行されるのかということで、今一番注目して見ているところです。

早ければ来年度、ですら令和4年度の税制改正の中に盛り込まれるのかどうか。この12月の中旬には税制改正大綱が発表されますが、今年と来年はたぶん大丈夫だと思いますが、もし改正があったとしても、すぐということではなく来年とか再来年ということになるでしょうから、しばらくは時間の猶予があると思います。

そこで、今日は生前贈与の優位性を含めてお話をさせていただきます。この制度に残された期間は短いかもしれませんが、有効に活用いただければ相続税のご負担軽減につながるかと思っています。

### 2. 生前贈与の現状～統計資料から

最初に、生前贈与についていろいろな統計資料が国税庁から毎年公表されていますので、こちらから少しご紹介しながら現状を確認したいと思います。

## (1) 暦年課税贈与と相続時精算課税贈与（資料1）

資料1は「贈与税の課税状況」です。左が暦年課税分、右が相続時精算課税分です。相続時精算課税は平成15年に創設された制度で、2,500万円の控除額があるので、その分については贈与税はかからないのですが、贈与した人が亡くなったら、その人の相続財産に戻して相続税で課税する仕組みになっています。ですから相続税の軽減効果は薄いというか、あまり効果がない制度です。

ですから、相続時精算課税の利用件数を見ますと、平成22年は5万人を超えていたのですが、直近の令和元年では4万2,481件と少し減っています。この制度ができたときは7万件を超える利用件数があり、ピーク時は8万件までいきましたが「これって使っても相続税の軽減はあまりない」ということが多くの方に理解されてきたので、このように利用はどんどん減る傾向にあります。

一方、暦年課税の方は年によって多少利用件数は上下していますが、直近の令和元年分で36万5,000件の利用件数です。表でのピーク時は平成27年で40万件を超えています。この制度は高水準での利用が維持されているということです。

なぜ多くの利用があるのかと言うと、暦年課税によって贈与を受ければ、相続開始前3年以内の贈与財産は相続財産に戻すとなっていますが、それよりも古い分は相続財産に戻さなくてもいいからです。3年よりも前のものは贈与税だけで課税関係が終了してしまいます。ということは相続税の軽減につながるのです。それで毎年多くの方が、暦年贈与を行っているのです。

相続税の有利不利だけで贈与するかしないかを定めるわけではありませんが、よく言われるのは多くの方が、贈与を使って相続税の負担軽減をされているという事実です。資料の件数を確認してみてください。年間30数万人の方が、一回ぼっきりではなく、毎年毎年実行されているからこの贈与税の申告件数になっているのです。

次に少し面白いデータをご紹介します。それは「相続財産課税価格階級別（資料2）」です。一体幾らぐらいの贈与をしているかという資料です。

暦年課税分で行きますと150万円以下から始まって、一番大きい金額は50億円超です。驚くことに令和元年分で50億円を超える贈与件数が4件あります。

贈与税は、相続税の補完税で、贈与税という税金がなかったら相続税の課税逃れが簡単にできてしまうので、贈与税の方を相続税より負担が重くなる税率構造にしています。

それなのに50億円を超える方が4件です。もう少しランクを落とした1億円超えの贈与でも年間327件もあるのです。

この50億円超えの贈与をした人を勝手に想像すると、たぶん財産額的には50億円、1,000億円単位の財産をお持ちなのでしょう。そういう方だから“50億円ぐらいの贈与は”ということになるのかと思います。

なぜなら、そういうランクの資産家にとって相続税は55%の最高税率で課税されます。こういう状況ですから50億円贈与しても、贈与税は最高税率の55%で、相続税と同じです。

ただ、贈与税の場合は、少ない財産でも税率はどんどん高くなる仕組みになっていますが、その点、相続税の方の税率は緩やかに上がっていきます。が、結局一番高いところはどちらも同じ55%です。

ということは相続税で55%払うのだったら、今贈与税で55%払っても支払い金額は同じです。今払うか後で払うか、それだけの違いです。贈与だったら翌年3月15日、相続税だったら、亡くなって10か月後です。

今税率は同じだと申し上げましたが、正確に言うと違います。どこが違うのかというと、贈与を受ける方によって違いが出ます。配偶者または一親等の血族以外の人の場合が違うのです。

子、配偶者が相続する場合は55%ですが、例えば養子縁組した孫が相続する、もしくは遺言書で孫へ渡すとなると2割増しの規定があります。そうすると相続税で課税されると税率は55%ではなく、その2割増しの66%になります。

しかし贈与税にはこの2割増しの規定がないのです。ですから贈与だったら55%で済むのに、相続だったら66%になってしまいます。贈与にした方が得だという結論です。

ですから、この4人の方は間違いなく子供に対する贈与ではありません。孫、ひ孫に対する贈与でしょう。1代飛ばし2代飛ばしで、渡しているのです。

そう考えると、税率的にも贈与税の方が得になりますし、さらに1代飛ばし、2代飛ばしができるので相続税が1回、場合によって2回パスできます。そう考えると、ものすごくお得なのです。

全国で1億円を超える贈与をされている327人の方々にとって、言い換えれば資産家であればあるほど、この暦年贈与による財産移転が非常に有利だということです。

ですから、相続時精算課税でも確かに贈与はできますが、この制度では贈与者が亡くなったら、またそれを相続財産に戻すこととなりますので、効果は十分に期待できない。そういうことから暦年贈与が大多数を占めているのです。

ここで少し現実の話に戻しますと、大体2億円から3億円ぐらいの財産額が相続税のボリュームゾーンです。

相続税で一番低い税率は10%で、そこから段階的に上がっていきませんが、それらの人は、相続税は30%ないし40%前後ぐらいの税率で課税されるかと思います。そういう人がさらに500万円を贈与すると、贈与を受ける方が20歳以上の直系卑属かどうかによって少し違いますが、おおよそ50万円程度の贈与税で済みます。ということは500万円の贈与で約50万円前後の贈与税ですので、負担割合としては1割です。

相続税は財産が多少でもあれば、すぐ適用される税率は20%、30%、40%とどんどん上がっていきますから、それを考えれば10%だったらお得じゃないですかということです。

今払えば10%で済みますが、将来亡くなってから払う時は30%の税率ですとなれば、今払ったほうが断然お得です。

ですから暦年贈与を使って、毎年繰り返し贈与していけば、少ない税負担でもって生前中にかなりの財産を移転できることから、相続税の軽減につながるのです。

難しい話ではなく、死ぬまで財産を握っていたら相続税がかかります。ですからお元気なうちに、次の世代に移転させることによってご自身の財産を減らすことが、結果として相続税の軽減に確実につながるという話です。

相続税の負担軽減対策はいろいろありますが、贈与での対策は、その時点で確定しますからいいのです。

ある一定の財産が自分のものでなくなるわけです。

唯一今のこの制度での問題は、相続時3年以内の贈与分は戻さなければならないということだけです。贈与税で払えば、それで課税関係は終了です。そこで払った贈与税だけで終わりです。追加の相続税はありません。

他の対策で相続対策をやったときは、税法が変わるとか、取り扱いが変わったりすると、対策の効果が薄れてしまい、場合によっては効果がなくなってしまう可能性があります。しかし贈与の場合はそれがありません。

ですから確実に負担軽減を得ることができるという意味で、大変いい制度です。この贈与税が近い将来改正されることで、今検討が進んでいます。

## (2) 非課税贈与

### ① 教育資金の非課税制度

次は非課税贈与についてです。まず「教育資金の非課税制度」です。

これは平成25年に制度が創設されその年の4月からスタートしましたが、非常に多くの方が、この制度を利用されています。

1人当たり1,500万円までは非課税で贈与できますから、相続税対策として非常に有効です。使い残しがあれば、相続税の課税を受けますが、教育資金で使ってしまうと1円の贈与税もかからないし、相続税の課税対象からも外れます。大変効果がある制度で多くの方が利用されています。

この制度は令和5年3月31日までとされていますが、5年3月末でもって終了するかどうかはわかりません。私は1,500万円という大きな非課税枠が縮減される方向で、令和5年度税制改正で見直されることになろうかと思っています。

### ② 結婚・子育て資金の非課税制度

似たような制度で「結婚・子育て資金の非課税制度」もあります。これを利用された方は教育資金とは2桁違うと言ってしまうかもしれませんが、それぐらい違います。教育資金は、直近で3万4,000件の利用があるのに対して、結婚・子育て資金はたったの630件です。なぜ利用がこれほど少ないのかというと、相続税の軽減効果が得られないからだといえます。

もしも相続税の軽減効果が得られるのであれば、たぶん利用者数の数字が1桁、2桁違ってもおかしくないはずです。全く効果がないのです。

これを使っても贈与はもちろん非課税ですが、贈与した人が亡くなられたときに、贈与を受けた人の使い残しの部分は、相続財産に戻して、相続税で課税されます。

教育資金も同様の改正が行われてはいますが、教育資金は原則、贈与した人が亡くなっても、教育資金の使い残しの分は、原則、相続財産には含まれない。戻さなくてもいいのです。ここが大きく違います。

ですから、教育資金のほうは相続税の軽減効果が大きいと期待できますが、結婚・子育て資金は、ほとんど相続税の軽減効果が期待できない。だから利用が少ないということです。

もう一つの理由は、結婚・子育て資金の特例をわざわざ活用する必要がないのです。扶養義務者相互間における扶養義務の履行ということで、「生活費、援助してやるよ」とか、「結婚資金、出してやるよ」ということで資金は出せるのです。

子どもが結婚するとなったら、披露宴の費用から何から何まで“親の丸抱え”は世間でよく見られますが、親が結婚費用を負担したからといって、贈与税はかかりません。扶養義務者相互間における扶養義務の範囲内だからです。

この場合、法的には「社会通念上、妥当な金額の範囲」となっていますが、それなりの人が盛大な披露宴をされることは珍しくはありません。それぞれの社会的地位とか、いろんなお付き合いとかの関係で大きな金額になることはあるでしょう。しかし、そうだからと言って贈与税が課税されたという話は聞いたことがありません。贈与に該当するけれども、非課税贈与ということで課税されないのです。

ですから「結婚・子育て資金」の特例をわざわざ使って、申告もしてというような手間をかけなくても、普通に親が子どもや孫のためにお金を贈与してあげても全く問題ないのです。非課税ですから。

唯一違うところは贈与したお金が、預貯金として残っている場合は駄目です。

そうではなくて、毎月毎月の生活費を援助してあげるとか、孫が学校に入学するから入学資金を出してあげるとか、授業料の負担をしてあげるとかといって、その都度必要な額を贈与する限りにおいては非課税です。わざわざ結婚・子育て資金として、このような特例の贈与を受ける必要性は薄いという理由もあって、利用件数が少ないのでしょう。

この制度は令和5年3月31日までとされていますが、令和5年度改正で廃止を含めて検討すると令和3年度の税制改正大綱の中に盛り込まれています。ですから5年3月31日でもって結婚・子育て資金の非課税贈与制度は廃止になるだろうと思っています。

### ③住宅取得資金の贈与

住宅取得資金贈与は令和3年12月31日まで、今年の年末までとなっていますが、4年度改正でたぶん延長されるでしょう。少し縮減するような方向での見直しになるかと思っています。

住宅取得の援助に関しては、やはり経済に与える影響、波及効果が大きいので、この特例はなかなか止めることはできない。継続されるだろうと思っています。

なおこの住宅取得資金の贈与の非課税制度ですが、贈与を受けたら翌年3月15日までに取得しなければいけないということは結構強調されていますが、もう一点重要なことは、期限内に申告しないといけないという縛りがあります。それを怠ると非課税贈与にはなりませんのでご注意ください。申告して初めて非課税になるのです。

時々この申告を忘れられている方がいらっしゃいます。なぜそれが分かるのかというと、相続が発生すると、亡くなった方の預金通帳を見て、大きなお金の出金があれば、「それは何のための出金ですか」と当然お聞きしますが、「これは子供が住宅を取得するときの贈与資金として渡しました」、「じゃあ非課税贈与ですが、申告をされましたか」とお聞きしたら、「していない」って言う方が、時々いらっしゃいます。

そうすると渡した事実は変わりません。子供が贈与を受けたことには変わらないので、当然贈与税が課

税されます。期限内申告をしてなかったがゆえに、贈与税の課税を受けることがありますので気を付けて下さい。

#### ④贈与税の配偶者控除

次は「贈与税の配偶者控除」です。婚姻期間が20年以上の配偶者間の居住用不動産の贈与は無税で2,000万円相当分の財産の贈与をすることができます。ですから「これをやりたい」とおっしゃる方が少なからずいらっしゃいますが、「では何のために贈与したいのですか」とその目的はお聞きすることがあります。なぜそんなことまでお聞きするのかと言うと、それは2,000万円を奥さんに贈与しても、相続税が安くなることは期待薄だからです。要は相続税対策にはならないからです。

確かに2,000万円贈与すると、贈与した人の財産は2,000万円減りますが、その2,000万円の贈与財産はどこに行くかと思ったら、配偶者に行くだけです。同世代で財産を移動させるだけです。この場合、相続税には配偶者の税額軽減がありますから、節税効果は全くありません。

例えば、ご主人から奥様に2,000万円贈与したら、ご主人の財産は2,000万円減りますから、ご主人が亡くなったときは確かに相続税は2,000万円減った分を元に計算しますので税額は少なくなります。しかし奥様のところへ財産がいきますので、奥様の財産がプラス2,000万円増えるのです。結局、奥様のときの相続税が重くなるだけです。ご主人と奥様の通算の相続税を計算してみると、ほとんど税の軽減につながっていないのです。

しかも不動産の贈与の場合、登録免許税と不動産取得税がかかります。移転コストの分だけロスになるのです。

ですから、この「贈与税の配偶者控除制度」を使って贈与するのは、残される配偶者の老後生活の安定を考えて、住むところを確保するという意味で、奥様に贈与するのであれば、まだいいのかなと思います。

これに関しては、平成30年度の民法改正で配偶者居住権ができましたが、所有権のほうがより確実ですから、住むことについてより安心感が高まるという趣旨で贈与されるというのであれば賛成ですが、相続税の軽減ということでの効果は期待できません。そのあたりに誤解があったりしますのでご注意ください。ればと思います。

#### ⑤非上場株式等についての贈与税の納税猶予

会社経営者の方にとって頭の痛い問題は、ご自身の会社の自社株です。評価額が高いので相続税負担が大変だということです。後継者へ事業承継について相当な税負担を覚悟しなければなりません。

これをスムーズに事業承継できるようにということで、要件はありますがそれらをクリアすれば、贈与した株式に相当する贈与税につき、贈与税の納税猶予制度があります。贈与者が死亡したら猶予されている贈与税は免除され、相続税の納税猶予へ切替えることができます。しかし、この制度は免除ではありません。納税猶予です。つまり払う金額を先送りにしてくれる特例です。

これがどの程度利用されているかということですが、一般措置と特例措置の2つあります。特例措置ができた以降は、ほとんどの人がこちらの方を使っています。令和元年で一般措置で8件、特例措置で771



件の適用件数がありました。

特例措置の場合は、相続を受けた株式に対応する分の相続税全部が猶予されます。一般措置の場合は80%までとなっていて、制度としては少し使い勝手が悪かった。そこで制度の仕組みはほとんど変えずに、緩やかにしたものとして特例措置が設けられました。

ただしこの特例措置は、令和9年12月31日までとなっています。延長されなければ、令和9年で終了ですが、一度制度ができるとなかなか廃止は難しいかと思えます。ですから適用要件のハードルを少し上げるなどして、随分先の話ですが延長になるのではないかと思っています。一般措置と比べるとこちらの方が利用件数の方がかなり多いということもあり、たぶんそうなるかと思えます。

それでも、日本の中小企業数は260万社ですから、その中で実際に利用されているのは、わずかです。まだまだ少ない状況かと思えます。

## ⑥贈与税の税務調査（資料3）

次に贈与税の税務調査についてですが、相続税の税務調査と並行して行われることはありますけども、贈与税単独ではまずありません。

データご覧ください。突出して多い年があります。平成28事業年度で件数は3千数百件で他の年と変わらないのですが、金額をご覧ください。申告漏れ課税価格が1,918億円です。これは大阪に本社がある超優良法人の後継者への株の贈与が否認されたためです。何千億円の贈与が否認されました。それに対する贈与税を現金で払ったそうです。そんな例があつてここだけ突出して申告漏れ価格が多くなっています。

このような統計資料から世相がいろいろな形で見えてきます。意外と知られていませんが、何十億円も贈与する人が結構いらっしゃるのです。1,000億円もお持ちの方であれば、毎年50億円ぐらいの贈与は何てことないのです。贈与税での税負担の方が絶対安くなりますので、そんな方はご検討いただければと思います。

## 3. 贈与税の改正動向

### (1) 贈与税の創設から令和3年までの改正の概要

今後どういう改正が行われようとしているのかということですが、まずは贈与税の創設から令和3年までの改正概要について触れてみます。

昭和22年に贈与税が創設をされました。これは民法の改正に対応したということですが、大事なところは「贈与者の一生を通じた贈与財産の累積額に対して課税する」としたことです。ですから贈与した人が亡くなったら、贈与を受けた財産は、その贈与者の相続財産に全部加算して相続税の計算をするとしたのです。これで贈与税がスタートしました。

ところが昭和28年になって、この一生累積課税は税務行政の執行上の困難性から廃止となりました。そりゃそうですね。昭和22年当時に贈与した財産を全部記録して、その人が亡くなったら、全部相続財産で加算することは物理的に不可能です。

今でこそマイナンバーが税務申告書に付けられて、それを大型コンピューターでデータ蓄積をしている

からこういった一生累積課税だって追跡できるのです。昭和 22 年時代では、実際不可能だったのです。それで止めたのです。

その後、昭和 33 年になって、今度は 3 年以内の累積課税制度としてスタートさせました。

しかし、こちらも昭和 50 年に「制度の簡明を図るため累積課税制度を廃止」したのです。

このように過去、この贈与税は一生累積課税でトライアルしたけれども、執行上無理だということで 3 年累積制度もやってみました。しかしこれもあまり意味をなさないということで止めたのです。

このように過去 2 回、累積課税をやってきました。今回どういう形になるかは分かりませんが、国は 3 度目の正直で累積課税をやろうと考えているところです。

ところで相続税と贈与税の関係をみますと、相続税の税率よりも贈与税のほうが税率構造としては厳しいのですが、贈与は 1 年ごとの課税ですから、1 年当たりの金額を少なくすれば、贈与税の税率は相続税より低い税率で済むのです。

ですから、その低い税率のゾーンを狙って毎年毎年贈与していくと、将来払う高い相続税の税率よりも低い税率の範囲内での贈与ができますので、それだけで相続税が軽減できることになる。そこを狙って財産を多くお持ちの方が毎年贈与をやっておられるのですが、ここが今、問題になってきているのです。

今は高齢化社会といわれています。平成元年と平成 30 年を比べますと 80 歳以上の方の占める割合はほぼ倍増しています。100 歳以上の方も増えて、今は 8 万人を超えました。毎年増加の一途です。ですから今は人生 90 年です。90 歳まで生きる前提でライフプランを考えておかないと、高齢になってから身動き取れないというようなことにもなりかねません。

そんな中、連年贈与の状況を見てみますと、毎年毎年繰り返し贈与している方が結構多くいらっしゃる。その一方で相続時精算課税制度は平成 15 年にできましたけれども、こちらのほうは残念ながら利用がどんどん減っていつている状況にあります。

## (2) 税制改正大綱における今後の相続税・贈与税の在り方

さてそんな状況の中、一番新しい令和 3 年の税制改正大綱の中には次のように謳われています。

引用しますと、「高齢化等に伴い、高齢世代に資産が偏在するとともに、相続による資産の世代間移転の時期がより高齢期にシフトしており、結果として若年世代への資産移転が進みにくい状況にある。高齢世代が保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することになれば、その有効活用を通じた経済の活性化が期待される。このため、資産の再配分機能の確保に留意しつつ、資産の早期の世代間移転を促進するための税制を構築することが重要な課題となっている。わが国の贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から、高い税率が設定されており、生前贈与に対し抑制的に働いている面がある。一方で、現在の税率構造では、富裕層による財産の分割贈与を通じた負担回避を防止するには限界がある」と。

ここまで何を言っているのかと言うと、毎年毎年 500 万円とか 1,000 万円ぐらいに分けて繰り返し贈与されると、低い贈与税の負担でもって財産移転ができてしまう。これを防止するには限界があると言っているのです。

さらに引用しますと、「諸外国では、一定期間の贈与や相続を累積して課税すること等により、資産の移

転のタイミング等にかかわらず、税負担が一定となり、同時に意図的な税負担の回避も防止されるような工夫が講じられている。今後、こうした諸外国の制度を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度の在り方を見直すなど、格差の固定化の防止等に留意しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて本格的な検討を進める。」と、税制改正大綱の中に書き盛り込まれています。

ではその前年の令和2年度の税制改正、また平成31年の税制改正でこの辺りのことにつきどう記載されているかということですが、いずれも“相続・贈与の一体課税を目指す”というような趣旨のことが書かれています。

ですから令和3年度の税制改正大綱で、“一体課税”のことがいきなり出てきたということではないのです。平成31年つまり令和元年から3年連続で、“やりますよ”という宣言をしています。3年間ずっとこのことを言い続けています。

### (3) 政府税制調査会の説明資料による今後の相続税・贈与税のあり方

政府税制調査会関係の資料は、議事録から会議資料まで基本全部公表されていますので、誰でもすぐに見られますが、令和2年11月13日の政府税制調査会資料には、「資産の移転時期にかかわらず、納税義務者にとって、生前贈与と相続を通じた資産の総額にかかわる税負担が一定となることを、資産移転の時期の選択に中立的という。贈与者は税負担を意識して財産の移転のタイミングを計る必要なく、ニーズに即した財産の移転が促される。一方で、意図的な税負担の回避も防止される。主要国（米、独、仏）では、贈与税・遺産税（相続税）の税率表が共通で、相続・贈与に係る税負担の中立性が確保される制度を設けている」と、書かれています。政府税制調査会でもこんなような意見が出ているのです。

こういう状況にありますので、こういう方向での見直しをされることは間違いありません。後はいつやるかというタイミングだけです。具体的にどのような制度設計になるのかはまだはっきりしませんが、見直しが行われることは確定と考えています。

### (4) 近い将来改正されると予想される内容（私見）

次に、近い将来改正されると予想される内容ということで、全く個人的な考えを次にお示しします。

贈与税は相続税の補完税としての役割を担っていますが、暦年課税においては毎年38万件ほどの贈与税の申告があり、贈与財産に対する相続税の負担割合は15%程度でしかありません。

また、相続財産への加算いわゆる生前贈与加算の規定は、相続または遺贈によって財産を取得した人で、その被相続人からその方が亡くなる3年以内に贈与を受けていた者に限定されます。ですからお孫さんは相続人ではないので、この規定には該当しません。

相続によって財産取得することができるのは「相続人」だけです。「遺贈」とは、遺言とかみなし贈与とかですが、生命保険金の受取人を孫にしておけば遺贈とみなされます。つまり、お孫さんは相続又は遺贈によって財産を取得しなければ、亡くなる3年以内の贈与であっても、孫に対する贈与は贈与税だけで課税関係は終了します。相続財産に戻す必要はありません。

ですから対象者はかなり限定されますし、限定される対象者の中でも、亡くなる3年以内の分だけを相続財産に戻せとなっています。ということは、贈与税は相続税の補完税といいながら、十分に機能しているとはいえないとも考えられます。

一方、相続時精算課税の適用者は年々減少し、平成30年には42,885件ですから、この制度を活用して親の世代から子や孫への財産の移転が進んでいるとはいえない状況かと思えます。

ところで、平成15年に「贈与税の申告内容の開示請求制度」が創設され、平成28年からはマイナンバーの税務関係書類への記載されるようになり、電子申告制度も定着してきました。また国側も国税総合管理システムで、全国の国税局と税務署をネットワークで結び、申告・納税の事績や各種の情報を入力することにより、国税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して、税務調査や滞納整理に活用するなど、地域や税目を超えた情報の一元的な管理を行うようになってきました。

これに関しては、昔グリーンカードといって預金に全部番号付けをする法律が通り、国税は大型コンピューター入れたのですが、この制度は施行する前に廃止になってしまいました。そこで入れたコンピューターを有効活用して、国税総合管理システムなるものができたのです。今はこのシステムに税務関係データを全部入れて活用しています。

例えば、土地の売買の際でも買換え特例を受けたとか、その他いろんな特例を受けて取得費が圧縮されているようなケースもあるかと思いますが、そういうデータは全部コンピューターに登録されていますから、土地譲渡の申告があったら必ずいったんこのシステムでフィルターをかけてチェックする仕組みになっています。ですから20年ぐらい前の買換え特例を受けた土地を売ったときの申告でも、「取得費が違う」といったようなことがすぐ出てきます。

政府税制調査会が検討している相続税・贈与税のあり方にあるように、資産移転の時期の選択に中立的な制度として、贈与財産を「一生を通ずる累積課税方式」とする環境が整いつつあることから、近い将来、贈与税の課税は大きく見直される可能性が高くなりました。

その見直しの1つは、今は贈与税は暦年課税制度と相続時精算課税制度との2本立てですが、これを精算課税制度へ一本化するやり方です。

このやり方は一生累積課税ですから、贈与財産は全て相続財産に戻して課税される可能性が大ですから、まず課税漏れ財産はなくなります。

贈与税は、今だったら悪質で7年の時効、普通であれば6年の時効です。それよりも前の分になると、贈与税の申告漏れがあっても課税できません。ところが、親から子や孫への贈与が全部課税となると、贈与税の申告があろうとなかろうと全部相続財産に戻すことになるので、このような贈与に伴う課税漏れが防止できるのです。これは国側にとって税収増になると思います。

もしくは2つ目として暦年課税贈与を残す場合ですが、この場合は生前贈与加算制度を見直すやり方になるでしょう。

生前贈与加算規定は、被相続人から相続または遺贈によって財産を取得した人が、その被相続人から3年以内に贈与を受けた場合ですから、その対象者が限定されていて、なおかつ3年という短い期間の贈与についてだけ、相続財産に戻すというのが現行制度です。

これを3年でなくて、10年にするとか、15年にするなど、まず期間を延ばすことが考えられます。10年以内の贈与は全部相続財産に戻すとすると、対象者が今は相続または遺贈によって財産を取得した人というふうに限定されていますが、ここを相続によって財産を取得した人だけではなく、贈与だけの人も相続財産に戻せということになる可能性があります。

対象者としては、たぶん直系の人は全部戻すとなるでしょう。ですから子、孫、ひ孫に対する贈与は、全部相続財産に戻せということになるでしょう。

あとは姻族はどこまで広げるかということですが。子の配偶者、孫の配偶者、そういう人たちも全部相続財産に戻して課税するのか。どこまで対象者を広めるのか、その範囲がどうなるかですが、常識的には直系卑属は全部戻すということになるかと思います。

3つ目は、では贈与はそのように全部相続財産に戻すのだったら、贈与は誰にでも渡せますので、友人、知人に贈与しても構わないわけですが、そういう人たちに贈与税をかけるのかなと、そこは所得税で課税するやり方になるのかなと思います。

今は贈与を受けて、贈与税が課税される場合は、所得税は課税されないことになっています。ですから第三者に対する贈与について贈与税が課税されなくなったら、所得税で課税することになるはずですが。このような見直しになる可能性があるかと思います。

#### (5) 欧米各国との比較

政府税制調査会の会議資料で配られた資料によりますと、アメリカは一生累積課税です。ドイツは10年、フランスは15年の累積課税制度です。日本は3年となっています。

アメリカは遺産課税方式ですから、日本の遺産取得課税方式とは課税の仕組みが違いますので、アメリカ方式の一生累積課税はないと思っています。ドイツ方式もしくはフランス方式の10年ないし15年以内の贈与は相続財産に戻すやり方が現実的な選択ではないか、さらに絞り込むと10年のドイツ方式が有力かと思っています。

贈与の申告漏れを発見する端緒は何かというと、それはやはり預金の動きからです。その点、金融機関は10年間の取引記録を残さなければならないという法律の縛りがありますから、それと期間的とうまく符号します。

金融機関は法律で最低10年間は義務ですから、国税から「記録を出せ」と言われたら出さないといけません。それに基づいて調査して課税するというで考えると、15年は現実的ではない。だから10年ではないかと思っています。

もう少し楽観視した見方だと7年という選択もありかなと思います。7年とは何かというと、税務上の悪質な場合でも7年以内の場合は更正処分できるからです。国税通則法の規定によれば過去7年までは課税できますので7年という選択もありかとは思っています。いずれにしても今の3年の倍以上の長い期間になり、かつ対象者も広げられることになるかと思っています。

#### 4. 暦年課税が相続税と一体課税とされる改正がされた場合の対応策（資料4）

## ①試算

そこで今後 10 年間の累積課税になったら、どういう対応が考えられるかということで、シミュレーションしてみました。

「資料 5」では、左側は現行制度で、子や孫に毎年 500 万円ずつ繰り返し贈与をした場合です。右側は、改正になって「10 年以内のものは全部相続財産に戻せ」となった場合で、その対象者は、相続または遺贈によって財産を取得した長男、長女だけでなく、孫も戻せとなった場合を想定しています。

その結果は、現行制度の相続開始前 3 年以内の分だけを長男、長女に対する分だけを戻して相続税を計算しますと、払いきった贈与税も含めた合計税額は 9,047 万円になります。

それが改正後の 10 年以内のものは全部戻し、なおかつ長男の子や長女の子の贈与分まで全部相続財産に戻すとなったら、贈与税の負担は出ませんが、相続税で全部課税すると 1 億 2,000 万円ほどの税額になります。

差額は 3,000 万円です。逆に言うと、毎年毎年 500 万円ずつ贈与している方と、何もしなかった方との差との理解でもいいと思います。ですから、毎年贈与してない人にとっては、今後の改正は何の影響もありません。

しかしその一方で、毎年贈与を活用して、相続税の負担軽減を実現させている三十数万人の方々にとっては、大変大きな税負担増につながる事がお分かりいただけだと思います。

この事例は、相続財産が 3 億何千万というミドルクラスの資産家というようなイメージで作っていますが、もっとスーパーリッチな方は適用される税率が高くなりますので、もっと大きな税負担増になると考えられます。

## ②遺留分算定基礎財産

贈与は、実は相続税の話だけではなくて、遺産分けのところにも影響してきます。それは遺留分の計算についてですが、平成 30 年の民法改正で、遺留分の計算において、相続人に対する特別受益に該当する贈与については 10 年以内の分だけ戻すとなりました。ですから、それより前の分は戻さなくてもいいのです。

要は、先払いした人だけ有利になるところは一部残っています。だから、贈与というのは、相続税の軽減だけを考えるのではなくて、遺産分けまで考えると積極的に贈与していく選択もありなのかと思います。

でも、こちらも 10 年ですから、長いと言えば長いのですが、これには裏技があります。

それは、相続人に対する生前贈与、特別受益に該当する贈与については 10 年以内の贈与は遺留分の算定基礎財産に入りますけれども、相続人以外の人だったらこれが 1 年です。

だから自分が相続人だとしたら、相続人でなくなればいいのです。相続開始から 3 か月以内に家庭裁判所で相続放棄の申請をします。そうすると相続人ではなくなりますので、遺留分の対象となる生前贈与は 1 年以内の贈与だけです。

ですからここから言えることは、相続人間で争いなり何なりが予想されるのであれば、生前中にしっかりもらっておいて、いざ相続のときには相続放棄するやり方もあります。これであれば、1 年よりも前の贈与財産は遺留分の算定基礎財産にも入ってきません。

### ③遡及適用はない

贈与税の改正が行われたとして、遡及適用されるかどうかです。例えば令和3年に1,000万円の贈与を受けました。令和4年度の税制改正で相続税・贈与税一体課税になったとして、令和3年分はどうなるかです。10年以内のものは全部戻すと改正されたとして、過去に遡って戻すのかということ、通常それはありません。そういう不利益課税は遡及して適用されることは理論的に考えられません。

日本は法治国家で租税法主義です。国民から税を徴収する場合は法律でもってしかできませんから遡及適用は原則行いません。ですから今年の贈与は多分OKです。令和4年度の税制改正でやるとして、令和4年4月1日から新しい税法が適用されますから、少なくとも令和4年1月から3月までの贈与については改正法の適用は受けないはずで

それと贈与税は暦年課税です。つまり1月1日から12月31日までの課税とされていますから、令和4年度の税制改正があったとしても、贈与税については令和5年1月1日以後の贈与からとなるはずで、一番早いタイミングで。

これは、半月もしたら税制改正大綱が出て、今日話したことが全然違うような内容になっていたということになるかもしれませんが、予想するところでは一番早いタイミングで、令和5年1月1日以後の贈与から新しい税制に変わるということになるのではないかと予想しています。ということで遡及適用はないと思っています。

### ④贈与資産から生じる果実の課税

贈与資産から生じる果実の課税についてです。例えば、賃貸不動産を贈与しました。現在、贈与税が課税されるのはその不動産そのものだけです。つまり、土地や建物には課税されますが、その賃貸不動産から生じる賃料については、所得税として課税されるだけで、その賃料を何年間分も見積もって贈与があったとして贈与税の課税対象にするとはなっていません。今後もたぶんそうなるでしょう。

ですからここに一つのヒントがあって、そのような金の卵を生む鶏を贈与するのです。鶏には贈与税が課税されますが、鶏が生み出す金の卵には贈与税の課税はないのですから、高収益を生む不動産を贈与すれば、仮に贈与財産の10年以内のものは全部戻すとなったとしても、贈与を受けた人が受け取る卵の部分である果実（賃料収入）には贈与税は課税されません。

ですから今後の改正後の対応策の一つとして、贈与する財産は金の卵を生んでくれる鶏を探すことです。それを贈与するのが効率的な贈与になるかと思います。

### ⑤将来、値上がりすることが予想されるものを贈与する

次に、将来値上がりすることが予想されるものを贈与しようということです。今後の改正で、どのような手当が行われるか分かりませんが、現行制度の延長線上で対策を考えますと、贈与を受けたときの価格で相続財産に戻すはずで

です。ですから税制改正があって10年以内に贈与を受けた財産は相続財産に戻すとなったときに、ではいくら

らの価格で戻すのかは注目して確認しなければならない。贈与を受けたときの価格で戻すとすれば、その評価額が低いうち、もしくは将来値上がりしそうな資産の場合は、値上がりする前の段階で贈与しておけば、低い価格で固定できます。

相続財産に確かに戻すのだけでも、低い価格で戻すことになるのであれば、これも対策の一つとして期待できます。ですから自社株であれば、株価の引き下げ対策をしっかりとやった上で、低い価格でもって一気に贈与する。そうすればその低い価格で固定されます。そういう対策であれば効果が期待できるかと思えます。

あともう一つあえて言えば法人化することも選択肢の一つです。収益を生むものも贈与すると全部戻さなければならないから、そういうものは法人に入れてしまうのです。そして不動産そのもので贈与するのではなく、その不動産を持っている会社の株式を贈与すれば、会社がどんどん大きくなっていても、これもまた会社の株価の評価方法の改正は、将来あり得ると思いますが、いずれにしても直接保有するよりも、会社を通じた間接所有のほうが、評価額的にはより低く評価される制度に今はなっています。

ですから不動産そのものを贈与するのではなく、その不動産をいったん自分の会社に入れて、会社の株に変えて、その株を贈与する。

分かりやすく言うと、100%株主であれば、自分が直接その不動産を持つのか、100%会社の株を持って、会社が不動産を持っているので間接的に支配するのか、直接支配か間接支配かだけの違いですから、その場合は株のほうが評価額的には低く評価されるので、株で持つ方が有利だろうということです。

そこで毎年所得税と法人税の税負担を比較しますと、多くの場合、法人税の方が税率的には低い。ですから法人で毎年の課税を受けた方が得になるはず。そういうことで法人化を検討してみる必要もあるかと思えます。

## 5. 贈与税の改正が行われるとしたらどの条文が改正されるのか

### ①相続税額の加算＝相続税法の18条

次に、贈与税の改正が行われるとしたらどの条文が改正されるのかということで少し見てみます。

まず現行の相続税法の18条に「孫などへの相続税は2割加算」する規定がありますが、この2割加算は一体課税になったらたぶん無くなるでしょう。

これは偶然性に着目した措置ですから、この2割加算制度は無くしていいと考えられます。

### ②相続開始前3年以内に贈与があった場合＝相続税法19条

一番大きく改正されるのは相続税法19条の「相続開始前3年以内に贈与があった場合」の取り扱いです。これが適用される人は相続または遺贈によって財産を取得した人ですが、これが3年から10年にあるいは15年に延長されるのか、また場合によっては、生前贈与の加算の対象者が子だけではなく孫にも広げられるだろうかというところです。

そんなようなところがどう改正されるかです。さらに贈与を受けたときの価格で戻すと現行制度ではなっていますが、新しい制度ではどうなるのかを確認しなければなりません。



### ③贈与税の課税＝相続税 21 条

贈与税の課税は、相続税 21 条に「贈与により財産を取得した人に課税する」となっていますが、相続時精算課税制度を残すのであれば、暦年贈与も贈与者と受贈者の組み合わせごとに課税関係を検討することになるだろうと思います。

### ④贈与税の基礎控除額

贈与税の基礎控除額は 110 万円と皆さんは覚えておられるかと思いますが、相続税法上では 60 万円です。租税特別措置法で 110 万円としているだけです。見直して租税特別措置法がなくなれば、基礎控除額は相続税法の 60 万円になるのか、あるいは 100 万円程度まで引き上げるのか。ここも気になるところです。

贈与財産を相続財産に戻して課税するとなったとしても、わずかな贈与も全部取り漏れないように元に戻すとなったら事務がものすごく煩雑になってしまいます。ですから少額不追及という趣旨から 100 万円程度までは、基礎控除額という非課税枠を設けることになるのではないかなと思います。そうでないと「1 万円の贈与だって加算」となってしまいます。これはあまり現実的ではありません。少額なものは課税しないことになるかと予想しています。

### ⑤贈与税の税率＝相続税 21 条の 7

贈与税の税率はどうするかです。贈与した人と貰った人の組み合わせで課税するとなると、あえて累進税率にする必要はないでしょう。今の相続時精算課税での比例税率でいいのではないかと思います。税率構造も見直しの可能性が考えられます。

### ⑥贈与税についての更正、決定の期間制限の特則＝相続税 36 条

次は相続税法の 36 条です。贈与税についての更正、決定の期間制限の特則です。今は 6 年、悪質で 7 年となっていますが、では 10 年以内は全部戻すとなったときに、過去の 7 年前、8 年前のものは相続財産に戻すけれども、贈与税無申告となれば、当然、無申告加算税といった附帯税が出てきます。この附帯税はノーペナルティーで相続財産として取り込まれていいのかどうかということです。これは不公平ではないかということです。相続財産に取り戻しになる分も加算税も全部必要という見直しにするのかどうかです。

### ⑦小規模宅地等の特例＝措置法 69 条の 4

租税特別措置法 69 の 4 の小規模宅地等の特例です。小規模宅地等の特例は、相続または遺贈によって財産を取得した場合に限っての特例です。ですから生前贈与を受けた宅地は、居住用も貸付事業用もこの小規模宅地等の特例の適用はありません。

しかしながら贈与も強制的に相続財産に取り込むのであれば、その贈与によって取得した小規模宅地等についても特例の適用対象にしないとおかしくなります。これは減税ということになるのでしょうか、入

ってくるかと思います。

#### ⑧非課税所得＝所得税法 9 条

所得税法の 9 条の非課税所得です。相続とか贈与で取得するものに相続税あるいは贈与税が課税されたら、当然所得税は課税されません。課税すれば二重課税になります。

しかし先ほど申し上げたように、第三者に対する贈与については、贈与税は非課税にして所得税で取り込む可能性が考えられます。

#### ⑨非課税贈与制度の改正

そして先ほど述べた 3 つの非課税贈与制度の改正についてはお話したとおりです。住宅取得資金の贈与については延長されるでしょう。

教育資金の一括非課税贈与については、令和 5 年 3 月 31 日までとされていますので、その後は、非課税限度額の縮減とか適用要件の見直しが行われるでしょう。

結婚・子育て資金は令和 3 年度の税制改正大綱で、適用期限、令和 5 年 3 月 31 日の適用期限をもって廃止すると明らかにしていますから、廃止になると思っています。

今日は今この時点では、私の予測に基づいたところでいろいろなことを申し上げましたが、あと半月もすれば税制改正大綱が公表されますので、「半月前に聞いたことと、全く違うじゃないか」というようなことになるかもしれませんが、過去の税制改正大綱でも“相続・贈与一体課税”が過去 3 年間にわたって継続して表現されているところですので、こういった改正が近い将来行われることになろうかと思っています。

生前贈与、その中の暦年贈与が、いかに相続税の負担軽減に有効かということにお気付きの方は、毎年継続反復して贈与を行っておられますが、そこに大きなミスが近い将来入るといことです。

残された期間は短いかと思いますが、1 年でも 2 年でもこの贈与を活用されれば、いくらかでも相続税の負担軽減につながることになろうかと思って、今日はこういったテーマでお話をさせていただきました。

(終わり)

資料 1

【贈与税の課税状況：直近 10 年分】

| 区 分      | 暦年課税分（課税状況） |                 |               | 相続時精算課税分  |                 |               |
|----------|-------------|-----------------|---------------|-----------|-----------------|---------------|
|          | 人員<br>（人）   | 取得財産価額<br>（百万円） | 納付税額<br>（百万円） | 人員<br>（人） | 取得財産価額<br>（百万円） | 納付税額<br>（百万円） |
| 平成 22 年分 | 261,143     | 900,372         | 115,405       | 50,663    | 628,754         | 19,902        |
| 平成 23 年分 | 292,559     | 1,020,029       | 122,800       | 49,204    | 604,816         | 19,100        |
| 平成 24 年分 | 311,163     | 1,030,847       | 117,457       | 46,207    | 548,944         | 16,369        |
| 平成 25 年分 | 351,010     | 1,224,684       | 153,963       | 52,492    | 634,487         | 20,748        |
| 平成 26 年分 | 388,806     | 1,551,427       | 263,044       | 50,006    | 608,930         | 22,121        |
| 平成 27 年分 | 403,683     | 1,495,044       | 218,861       | 49,967    | 607,715         | 24,335        |
| 平成 28 年分 | 388,106     | 1,395,371       | 195,493       | 45,352    | 609,000         | 32,755        |
| 平成 29 年分 | 385,283     | 1,368,098       | 177,684       | 44,726    | 608,488         | 33,060        |
| 平成 30 年分 | 374,118     | 1,487,473       | 255,836       | 42,885    | 548,812         | 27,539        |
| 令和元年分    | 365,008     | 1,413,307       | 218,571       | 42,481    | 587,191         | 36,184        |

資料 2

● 贈与財産課税価格階級別（令和元年分）

| 取得財産<br>価額階級 | 暦年課税分     |                 |           |                 |               | 相続時精算課税分  |                 |               |
|--------------|-----------|-----------------|-----------|-----------------|---------------|-----------|-----------------|---------------|
|              | 申告状況      |                 | 課税状況      |                 |               | 課税状況      |                 |               |
|              | 人員<br>（人） | 取得財産価額<br>（百万円） | 人員<br>（人） | 取得財産価額<br>（百万円） | 差引税額<br>（百万円） | 人員<br>（人） | 取得財産価額<br>（百万円） | 差引税額<br>（百万円） |
| 150万円以下      | 206,921   | 187,534         | 119,925   | 144,652         | 1,273         | 2,035     | 2,025           | 33            |
| 150万円超       | 43,976    | 81,916          | 43,976    | 81,916          | 3,342         | 1,573     | 2,820           | 19            |
| 200万円超       | 117,493   | 344,540         | 117,493   | 344,540         | 21,915        | 7,154     | 21,658          | 101           |
| 400万円超       | 53,533    | 277,372         | 53,533    | 277,372         | 28,596        | 9,511     | 51,844          | 163           |
| 700万円超       | 15,072    | 127,695         | 15,072    | 127,695         | 19,560        | 6,967     | 60,211          | 145           |
| 1,000万円超     | 11,071    | 151,866         | 11,071    | 151,866         | 24,714        | 9,787     | 139,317         | 366           |
| 2,000万円超     | 2,555     | 59,399          | 2,555     | 59,399          | 10,130        | 3,515     | 84,595          | 614           |
| 3,000万円超     | 690       | 26,111          | 690       | 26,111          | 10,136        | 978       | 37,046          | 2,333         |
| 5,000万円超     | 366       | 26,323          | 366       | 26,323          | 12,086        | 537       | 37,323          | 4,745         |
| 1億円超         | 200       | 34,046          | 200       | 34,046          | 16,990        | 311       | 51,330          | 8,520         |
| 3億円超         | 48        | 19,111          | 48        | 19,111          | 9,738         | 60        | 23,417          | 4,328         |
| 5億円超         | 42        | 31,772          | 42        | 31,772          | 14,962        | 40        | 27,357          | 5,235         |
| 10億円超        | 19        | 25,567          | 19        | 25,567          | 10,618        | 5         | 6,534           | 1,282         |
| 20億円超        | 11        | 25,864          | 11        | 25,864          | 14,159        | 3         | 7,157           | 1,421         |
| 30億円超        | 3         | 11,460          | 3         | 11,460          | 6,284         | 3         | 11,540          | 2,288         |
| 50億円超        | 4         | 25,615          | 4         | 25,615          | 14,067        | 2         | 23,016          | 4,593         |
| 合 計          | 452,004   | 1,456,189       | 365,008   | 1,413,307       | 218,571       | 42,481    | 587,191         | 36,184        |

資料 3

● 平成 27～令和元事務年度における贈与税に係る調査実績

|   |                                  | 平成 27<br>事務年度 | 平成 28<br>事務年度 | 平成 29<br>事務年度 | 平成 30<br>事務年度 | 令和元<br>事務年度 |
|---|----------------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| ① | 実地調査件数                           | 3,612 件       | 3,722 件       | 3,809 件       | 3,949 件       | 3,383 件     |
| ② | 申告漏れ等の非違件数                       | 3,350 件       | 3,434 件       | 3,565 件       | 3,616 件       | 3,217 件     |
| ③ | 申告漏れ課税価格                         | 195 億円        | 1,918 億円      | 189 億円        | 176 億円        | 218 億円      |
| ④ | 追徴税額                             | 49 億円         | 453 億円        | 57 億円         | 49 億円         | 78 億円       |
| ⑤ | 1 件当<br>たり実<br>申告漏れ課税価格<br>(③/①) | 540 万円        | 5,153 万円      | 494 万円        | 497 万円        | 643 万円      |
| ⑥ | 地調査<br>追徴税額 (④/①)                | 136 万円        | 1,218 万円      | 140 万円        | 148 万円        | 231 万円      |

(出典：国税庁報道資料)

資料 4

【設例】

1. 被相続人 父 (令和 10 年 3 月死亡)

2. 相続人 長男・長女

3. 生前贈与

長男・長男の子 A (12 歳)・長女・長女の子 B (10 歳) にそれぞれ、令和 5 年から毎年 1 月に 500 万円ずつ贈与した。

4. 父の遺産と遺産分割

30,000 万円を長男と長女がそれぞれ 1/2 ずつ相続

5. 相続税の計算

(単位：万円)

|         | 現行制度      |        | 改正後 (10 年間累積課税) |        |        |        |
|---------|-----------|--------|-----------------|--------|--------|--------|
|         | 長男        | 長女     | 長男              | 長男の子 A | 長女     | 長女の子 B |
| 遺産の額    | 15,000    | 15,000 | 15,000          | —      | 15,000 | —      |
| 生前贈与加算  | 1,500     | 1,500  | 3,000           | 3,000  | 3,000  | 3,000  |
| 課税価格    | 16,500    | 16,500 | 18,000          | 3,000  | 18,000 | 3,000  |
| 相続税の総額  | 8,120     |        | 11,720          |        |        |        |
| 各人の算出税額 | 4,060     | 4,060  | 5,023           | 837    | 5,023  | 837    |
| 2 割加算   | —         | —      | —               | 167    | —      | 167    |
| 贈与税額控除  | △97       | △97    | —               | —      | —      | —      |
| 納付税額    | 3,963     | 3,963  | 5,023           | 1,004  | 5,023  | 1,004  |
| 納付した贈与税 | 1,121 (注) |        | —               | —      | —      | —      |
| 合計税額    | 9,047     |        | 12,054          |        |        |        |

※ 改正後は、贈与財産は基礎控除額以下として贈与税は課されないものと仮定。また、2 親等の親族に対する相続開始前 10 年以内の贈与については、相続財産に加算して相続税が課されるものと仮定。その他、現行の相続税の課税の仕組み (基礎控除額、相続税の税率、配偶者及び 1 親等の血族以外の者が取得した場合の相続税額の 2 割加算) によって試算。

(注) 納付した贈与税額は以下のとおり。

・長男 500 万円 ⇒ 48.5 万円×5 (令和 5 年 1 月～令和 9 年 1 月) =242.5 万円 (相続開始年分の贈与については、贈与税は課されない。)

・長女 長男に同じ 242.5 万円

・長男の子 A 500 万円 ⇒ 53 万円×6 (令和 5 年 1 月～令和 10 年 1 月) =318 万円

・長女の子 B 長男の子 A に同じ 318 万円